

黒石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

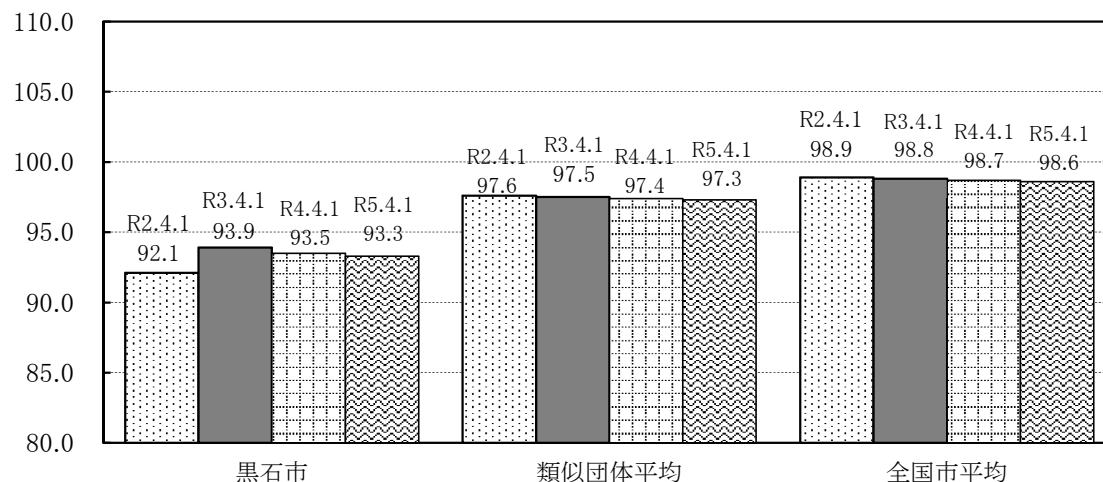
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	31,557	19,144,605	1,035,163	2,201,917	11.5	12.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	252	821,553	135,267	327,969	1,284,789	5,098	5,801

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(理由)
 平成17年度から令和元年度まで給料月額の削減措置を継続して行っているが、平成20年度の8～13%をピークに、平成23年度は7～12%に、平成24年度は5～10%に、平成25年度は4～9%に、平成26年度から平成28年度までは2～9%に、平成29年度から1～8%に、平成30年度から2～7%に、令和元年度は2～6%に、令和2年度は2～5%に削減割合を緩和しているため、ラスパイレス指数が上昇している。

(改善の見込み)
 削減割合は、今後の財政状況によって変わってくるものであるが、令和2年度末で給与削減を停止したため、今後ラスパイレス指数が上昇することが見込まれる。

(4) 給与改定の状況

(人事委員会を設置していないため、省略)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し
 (給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容)
 一般行政職については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、改定無し。
 高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。
- ② 地域手当の見直し
 (地域手当の制度無し)
- ③ その他の見直し内容
 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

- 給料の削減
 平成17年度から令和2年度まで給料月額削減措置を継続して行った。

(令和2年度の削減割合)	<職務の級>	<削減率>
*一般行政職の場合	5級 …	2%
	6級 …	4%
	7級 …	5%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
黒石市	40.1 歳	287,350 円	353,702 円	303,347 円
青森県	42.7 歳	309,400 円	370,584 円	337,834 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.5 歳	315,462 円	375,268 円	341,024 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
黒石市	52.0歳	10人	324,150円	359,119円	341,265円	—	—	—	—
うち用務員	55.9歳	4人	346,150円	381,056円	363,229円	用務員	49.1歳	241.7千円	1.58
うち自動車運転手	49.4歳	6人	309,483円	344,495円	326,622円	自家用乗用自動車運転手	55.7歳	196.6千円	1.75
青森県	53.4歳	230人	301,000円	335,759円	318,474円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	52.2歳	11人	308,041円	334,099円	319,891円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
黒石市	5,763,748円	—	—
うち用務員	6,158,872円	3,253.9千円	1.89
うち自動車運転手	5,500,340円	2,496.6千円	2.20

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2～令和4年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		黒石市	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,900 円	151,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	250,000 円	335,400 円	379,800 円	393,000 円
	高 校 卒	221,200 円	284,200 円	341,100 円	372,700 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	271,300 円	— 円	317,200 円

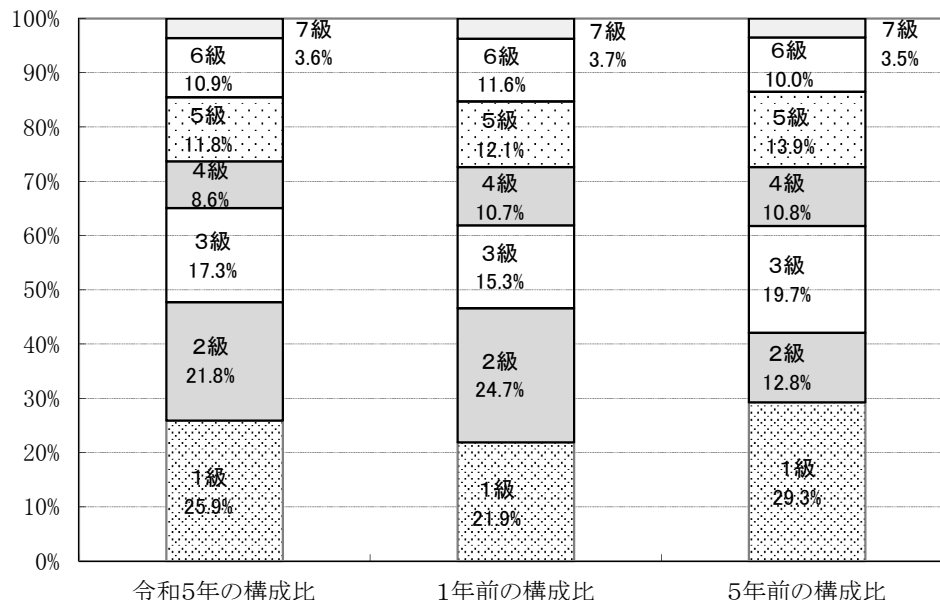
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

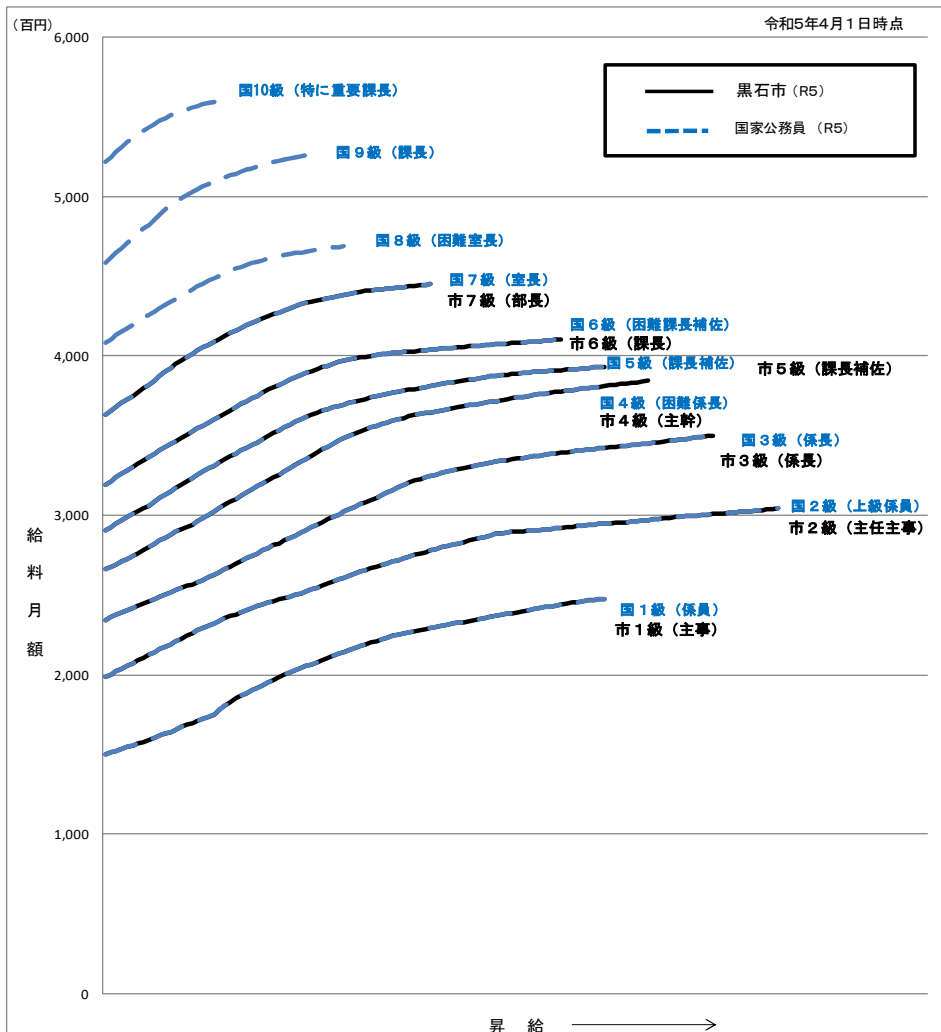
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	8 人	3.6 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長	24 人	10.9 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐	26 人	11.8 %	290,700 円	393,000 円
4 級	主幹	19 人	8.6 %	266,000 円	384,200 円
3 級	係長・主査	38 人	17.3 %	234,400 円	350,000 円
2 級	主任主事、主任技師	48 人	21.8 %	198,500 円	304,200 円
1 級	主事、技師、主事補、技師補	57 人	25.9 %	150,100 円	247,600 円

(注)1 黒石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)	△	○	△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒石市	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,303 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,605 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和5年4月1日現在)

黒 石 市			国		
計算式			計算式		
基本額+調整額			基本額+調整額		
基本額			基本額		
退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率			退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置)	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		(その他の加算措置)	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
調整額			調整額		
在職中の職責等による貢献度に基づく加算			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額		
(0~54,150)円×60カ月			(0~95,400)円×60カ月		
	自己都合	応募認定・定年			
1人当たり平均支給額	1,723 千円	20,731 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	—	円

(4)特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	—	%
手当の種類(手当数)	—	

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	62,719 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	261 千円
支給実績(令和3年度決算)	57,524 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	236 千円

(6)その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	—	23,191 千円	186,899 円		
	配偶者	6,500 円						
	子	一人につき 10,000 円						
	父母等	一人につき 6,500 円						
	配偶者がいない 場合の1人目	子					10,000 円	
		父母等					6,500 円	
満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子に加算となる金額 1人につき	5,000 円							
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給		同	—	9,040 千円	67,463 円		
	交通機関利用の場合実費 最高限度額						55,000 円	
	自動車 等利用 者	片道2km以上					2,000 円	
		片道60km以上					31,600 円	
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する世帯主である職員に支給		異	—	12,619 千円	259,739 円		
	借家(借間)の場合の支給 限度額						27,000 円	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合、勤務1回につき2,100～4,200円を支給		同	単価	0 千円	0 円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		—	—	12,420 千円	310,500 円		
	部長級	30,000～40,000円						
	課長級	15,000～25,000円						
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に支給		同	—	15,278 千円	56,418 円		
	基準日 における 世帯等 の区分	世帯主					扶養親族あり	17,800 円
							扶養親族なし	10,200 円
		その他の職員					7,360 円	

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	800,000 円 (800,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 985,000 円 / 391,500 円
	副 市 長	650,000 円 (650,000 円)	790,000 円 / 420,000 円
報 酬	議 長	414,000 円 (414,000 円)	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	382,000 円 (382,000 円)	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	345,000 円 (345,000 円)	442,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和4年度支給割合) 3.25 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.25 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職月数×45.5/100 17,472,000円 任期毎	任期毎
		給料月額×在職月数×26.5/100 8,268,000円 任期毎	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

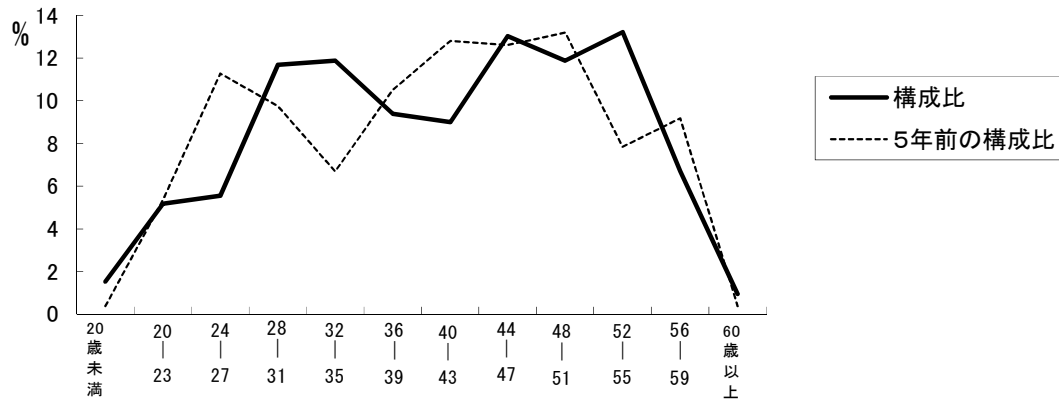
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議会	6	6	0	
	総務企画	68	70	2	建設事業への対応、自治体DX体制の整備等による増
	税務	29	27	△ 2	課の統合による職員減
	民生	29	30	1	産休取得者の補充
	衛生	22	20	△ 2	新型コロナウイルス感染症対策関係
	労働	1	1	0	
	農林水産	21	21	0	
	商工	16	15	△ 1	コロナ禍による事業者支援等縮小
	土木	23	22	△ 1	建設事業への対応による減
	計	215	212	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.18 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 83.26 人)
	教育部門	37	40	3	建設事業への対応による増
	小 計	252	252	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.86 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 106.85 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	232	231	△ 1	退職者
	水道	9	8	△ 1	業務体制の見直しによる減
	下水道	4	4	0	
	その他	25	27	2	地域共生社会の取組等による増
	小 計	270	270	0	
合 計		522	522	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 165.41 人
		[635]	[635]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	8人	27人	29人	61人	62人	49人	47人	68人	62人	69人	35人	5人	522人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の増減数(率)
	一般行政		214	217	209	217	215	
教育		38	37	37	38	37	40	2 (5.3)
消防		—	—	—	—	—	—	—
普通会計計		252	254	246	255	252	252	0 (0.0)
公営企業等会計計		271	270	266	264	270	270	△ 1 (△ 0.4)
総合計		523	524	512	519	522	522	△ 1 (△ 0.2)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 605,611	千円 149,455	千円 61,696	% 10.2	% 12.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 6,018
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	
令和4年度	人 10	千円 26,329	千円 6,465	千円 9,394	千円 42,188	千円 4,219	

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

②職員平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒石市水道事業	38.0 歳	226,617 円	351,567 円
水道事業(公営企業会計)市町村平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

黒石市水道事業		水道事業(公営企業会計)市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 939 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,438 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分 (1.35)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	期末手当 — 月分 (—)月分	勤勉手当 — 月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)		(加算措置の状況) —	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

黒石市水道事業			水道事業(公営企業会計)市町村平均	
計算式				
基本額+調整額				
基本額				
退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率				
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)				
調整額				
在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~54,150)円×60カ月				
	自己都合	応募認定・定年		
1人当たり平均支給額	1,723 千円	20,731 千円	1人当たり平均支給額	8,676 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種(水道事業以外にも含む)に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)				—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				—	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)		
—	— %	— 人	—	%	

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	— %
手当の種類(手当数)	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	3,775 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	419 千円
支給実績(令和3年度決算)	4,511 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	564 千円

(注)1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との同異	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	黒石市と同様	同		865 千円	123,594 円
住居手当	黒石市と同様	同		594 千円	297,000 円
通勤手当	黒石市と同様	同		329 千円	54,750 円
宿日直手当	黒石市と同様	同		— 千円	— 円
管理職手当	黒石市と同様	同		300 千円	300,000 円
寒冷地手当	黒石市と同様	同		602 千円	66,948 円

7 公営企業職員の状況

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 573,752	千円 86,181	千円 22,785	% 4.0	% 3.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 4	千円 10,608	千円 2,257	千円 3,496	千円 16,361	千円 4,090	千円 5,936

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である

イ 特記事項

なし

②職員平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒石市下水道事業	33.0 歳	222,854 円	340,854 円
下水道事業(公営企業会計)市町村平均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

黒石市下水道事業		下水道事業(公営企業会計)市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 874 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,425 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分 (1.35)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	期末手当 — 月分 (—)月分	勤勉手当 — 月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)		(加算措置の状況) —	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

黒石市下水道事業			下水道事業(公営企業会計)市町村平均	
計算式				
基本額+調整額				
基本額				
退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率				
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置				
(2~45%加算)				
調整額				
在職中の職責等による貢献度に基づく加算				
(0~54,150)円×60カ月				
	自己都合	応募認定・定年		
1人当たり平均支給額	1,723 千円	20,731 千円	1人当たり平均支給額	6,238 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種(下水道事業以外も含む)に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	— %
手当の種類(手当数)	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	1,407 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	352 千円
支給実績(令和3年度決算)	2,221 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	555 千円

(注)1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との同異	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	黒石市と同様	同		89 千円	88,872 円
住居手当	黒石市と同様	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	黒石市と同様	同		290 千円	96,800 円
宿日直手当	黒石市と同様	同		— 千円	— 円
管理職手当	黒石市と同様	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	黒石市と同様	同		147 千円	36,652 円

7 公営企業職員の状況

(3) 国民健康保険黒石病院

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 4,529,854	千円 △ 93,891	千円 2,255,299	% 49.79	% 51.05

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 7,159
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 229	千円 879,788	千円 394,700	千円 349,686	千円 1,624,174	千円 7,092	

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

②職員平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
医師	国民健康保険黒石病院事業	46.3 歳	601,878 円	1,435,236 円
	病院事業(公営事業会計)市町村平均	43.3 歳	562,455 円	1,399,976 円
看護師	国民健康保険黒石病院事業	43.6 歳	330,327 円	514,547 円
	病院事業(公営事業会計)市町村平均	41.3 歳	298,127 円	489,372 円
事務職員	国民健康保険黒石病院事業	41.9 歳	306,528 円	472,060 円
	病院事業(公営事業会計)市町村平均	46.3 歳	322,023 円	503,394 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

国民健康保険黒石病院事業		病院事業(公営事業会計)市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,527 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,418 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分 (1.35)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	期末手当 － 月分 (－)月分	勤勉手当 － 月分 (－)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～15%)		(加算措置の状況) －	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

国民健康保険黒石病院事業			病院事業(公営事業会計)市町村平均	
計算式				
基本額+調整額				
基本額				
退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率				
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置				
(2~45%加算)				
調整額				
在職中の職責等による貢献度に基づく加算				
(0~54,150)円×60カ月				
	自己都合	応募認定・定年		
1人当たり平均支給額	1,723 千円	20,731 千円	1人当たり平均支給額	4,508 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種(病院事業以外も含む)に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			—	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
—	— %	— 人	—	%

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	147,060 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	66,513 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	80.5 %
手当の種類(手当数)	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
診療手当	常時勤務する医師	診療業務	76,800千円	月額200,000～300,000円 学位取得者には1,000円加算
危険手当	診療放射線科に勤務する技師	X線その他放射線を照射する作業に従事したとき	30,222千円	技師 230円/日
	臨床検査科に勤務する技師	病毒等の有害物を取り扱う検査に従事したとき		技師 230円/日
	看護師及び准看護師	X線その他の放射線を人体に照射する作業を補助する作業に従事したとき		100円/日
夜間看護手当	助産師・看護師・准看護師	午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる看護等の業務に従事したとき	33,617千円	4時間以上 3,550円/回
				4時間未満2時間以上 3,100円/回
				2時間未満 2,150円/回
夜間・休日呼出手当	医師及び医療局、看護局に属する管理職員	午後5時から翌日の午前8時15分までの間及び休日に呼出を受けて診療に従事したとき	4,851千円	医師 2,000円/日 医療局及び看護局に属する管理職員 1,000円/日
				1時間以上の場合 医師 1,500円/時加算 医療局及び看護局に属する管理職員 750円/時加算
待機手当	産婦人科に勤務する医師	休日に待機を命ぜられたとき	1,570千円	勤務を要する日の退庁時から翌日の始業時まで に相当する時間 10,000円/回
				勤務を要する日の正規の勤務時間 に相当する時間 10,000円/回
	臨床検査技師・診療放射線技師・看護師及び准看護師	休日に待機を命ぜられたとき		勤務を要する日の正規の勤務時間 に相当する時間 2,000円/日
				勤務を要する日の正規の勤務時間 に相当する時間のうち午後の時間 1,000円/半日

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	90,820 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	397 千円
支給実績(令和3年度決算)	99,109 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	422 千円

(注)1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との同異	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)									
扶養手当	黒石市と同様	同		28,271 千円	243,715 円									
住居手当	黒石市と同様	同		8,538 千円	316,222 円									
通勤手当	黒石市と同様	同		11,279 千円	70,493 円									
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合、勤務1回につき2,450～30,000円を支給 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>医師 15,000円～30,000円</td> </tr> <tr> <td>看護局次長 3,900円～16,500円</td> </tr> <tr> <td>看護師長、薬剤師、事務局に属する職員の 内次長補佐又は主幹 3,900円～7,800円</td> </tr> <tr> <td>その他の職員 2,450円～4,900円</td> </tr> </table>	医師 15,000円～30,000円	看護局次長 3,900円～16,500円	看護師長、薬剤師、事務局に属する職員の 内次長補佐又は主幹 3,900円～7,800円	その他の職員 2,450円～4,900円	異	左記単価のとおり	33,616 千円	767,488 円					
医師 15,000円～30,000円														
看護局次長 3,900円～16,500円														
看護師長、薬剤師、事務局に属する職員の 内次長補佐又は主幹 3,900円～7,800円														
その他の職員 2,450円～4,900円														
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>院長 110,000円</td> </tr> <tr> <td>副院長 100,000円</td> </tr> <tr> <td>院長補佐、医療局長 95,000円</td> </tr> <tr> <td>医療局次長 90,000円</td> </tr> <tr> <td>部長、医長 65,000円～85,000円</td> </tr> <tr> <td>薬局長、看護局長 50,000円</td> </tr> <tr> <td>看護局次長 40,000円</td> </tr> <tr> <td>事務局職員 部長級 30,000円、40,000円</td> </tr> <tr> <td>事務局職員 課長級 15,000円、25,000円</td> </tr> </table>	院長 110,000円	副院長 100,000円	院長補佐、医療局長 95,000円	医療局次長 90,000円	部長、医長 65,000円～85,000円	薬局長、看護局長 50,000円	看護局次長 40,000円	事務局職員 部長級 30,000円、40,000円	事務局職員 課長級 15,000円、25,000円	異	左記単価のとおり	20,996 千円	839,840 円
院長 110,000円														
副院長 100,000円														
院長補佐、医療局長 95,000円														
医療局次長 90,000円														
部長、医長 65,000円～85,000円														
薬局長、看護局長 50,000円														
看護局次長 40,000円														
事務局職員 部長級 30,000円、40,000円														
事務局職員 課長級 15,000円、25,000円														
寒冷地手当	黒石市と同様	同		14,696 千円	66,198 円									